
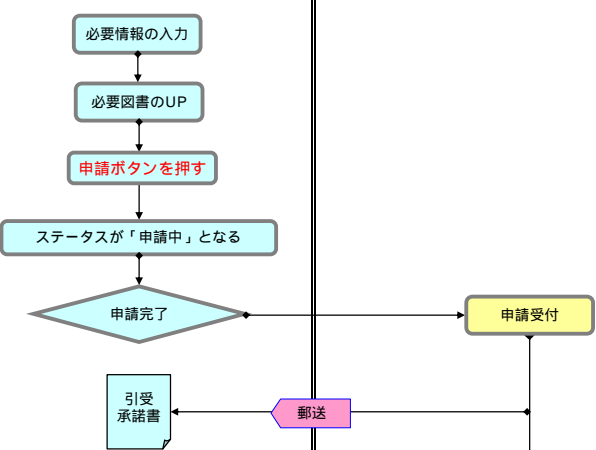
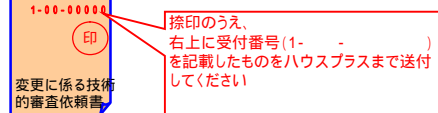
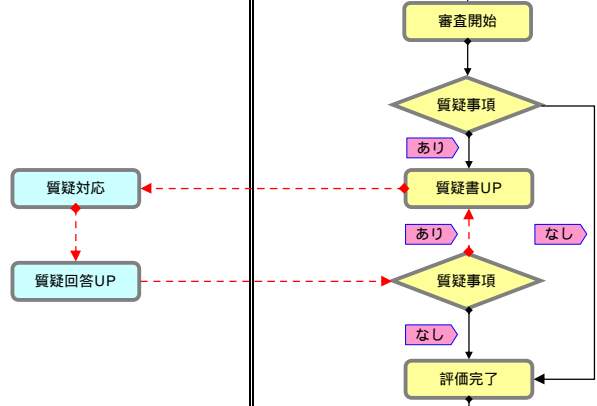



変更 長期優良住宅技術的審査サービス 申請要領 (ポータル申請) <一戸建ての住宅>

こちらの申請要領は、ハウスプラスポータルサイトを利用した変更申請による場合です。
ポータルサイトの利用には別途お申し込みが必要です。(ホームページをご確認ください)

申請者 様	HOUSEPLUS
<p>変更内容にもよりますが、申請受付～長期優良住宅の適合証発行までにはある程度の審査期間を要します。余裕を持ってご申請ください。</p> <p>ポータルサイトの詳しい利用方法については、別途マニュアルをご参照ください。(マニュアル参照には、ポータルサイトの利用申し込みが必要です)</p> <p>申請に必要な図書は「変更長期優良住宅 申請図書一覧(ポータルサイト申請)」で確認ください。</p> <p>申請ボタンを押さないと受付ができません。ポータルサイトのステータスが「申請中」となったことをご確認ください。</p>  <p>申請ボタンを押してください</p> 	
<p>変更に係る技術的審査依頼書(別記様式3号)原本を送付</p> <p>ポータルサイトの「申請情報」に入力をしていただき、「印刷」ボタンを押すと技術的審査依頼書が印刷できます。印刷した技術的審査依頼書に捺印済のものを、右上に受付番号を記入のうえ郵送または宅配にて送付願います。</p>  <p>1-00-00000 印 変更に係る技術的審査依頼書</p> <p>長期優良住宅技術的審査サービス申請書 送付先 〒108-0014 東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階 ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部 「変更長期優良住宅技術的審査サービス」宛 TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190</p> <p>注) (原本)のご提出がないと変更長期優良住宅の適合証を発行できません 注) 審査後に(原本)の訂正が発生する場合があります。その際はハウスプラスの指示に従い対応をお願いいたします。</p>	<p>変更に係る技術的審査依頼書受領</p>
<p>受付完了後、当社評価員が図面審査を開始します。審査の過程で申請内容に質疑が生じた場合、ポータルサイトに質疑書(エクセル)をアップします。</p> <p>質疑に関する担当者の方には、質疑対応をいただき、ポータルサイトにて質疑回答書(エクセル)と、必要に応じて図面等の訂正もしくは差替えを行っていただきます。</p> <p>ご回答をいただくまでの間、審査業務は中断しますので、ご回答はお早めをお願いします。また、ご回答いただきました内容は改め審査を行いますので予めご了承ください。</p> 	
<p>変更長期優良住宅の適合証は「申込書」にてご指定いただいた送付先へ、お送りいたします。</p> 	<p>【変更】長期優良住宅適合証発行</p>
<p>長期優良住宅の認定基準等につきましては、住宅性能評価・表示協会のホームページに資料が掲載されておりますので、下記を参照下さい。 http://www.hyoukakyokai.or.jp/seminar/chouki_seminar.html</p> <p>長期優良住宅の申請に必要な図書一式の作成等をお手伝いする「ハウスプラス認定サポートセンター」をご利用いただくこともできます。詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.houseplus.co.jp/service/chouki_sc.html</p>	